KAN 通信

連絡先:

社労士オフィス. KAN 社会保険労務士 武用 貫汰

大阪府枚方市星丘 1-26-14

〒573−0013





賃上げ予定の中小企業の 6割が業績改善の伴わな い「防衛的」賃上げ ~日本商工会議所,東京商 工会議所の調査より

日本商工会議所・東京商 工会議所は2月14日、「中 小企業の人手不足、賃金・ 最低賃金に関する調査」集 計結果を発表しました。全 国の中小企業 6,013 社を対 象に調査したもので、2024 年1月4日~26日に実施 し、2.988 社から回答を得て います。

2024年度に賃上げを予定 する企業は、前年度比 3.1 ポイント増の61.3%に上っ たものの、うち6割が業績 改善を伴わない人材確保の ための「防衛的な賃上げ」 を迫られている状況です。

◆人手が「不足している」 と回答した企業は65.6%

「人手不足の状況および 対応」では、人手が「不足 している」と答えた企業は 前年比 1.3 ポイント増の 65.6%に上り、3社に2社

が人手不足という深刻な状 況が依然続いています。

業種別にみると、「2024 年問題」への対応が求めら れる建設業 (78.9%) や運 輸業 (77.3%) 、労働集約 型の介護・看護業

(76.9%) で「不足してい る」とする企業の割合が高 く、8割近くに及んでいま

また、最も低い製造業 (57.8%) でも約6割が 「不足している」と回答し ていて、あらゆる業種で人 手不足の状況にあります。

◆2024 年度に「賃上げを実 施予定」の企業は6割超

こうした中で、2024年度 に「賃上げを実施予定」と 回答した企業の割合は、昨 年度(58.2%)から3.1ポ イント増加の61.3%と6割 を超え、賃上げに取り組む 企業は着実に増加していま す。ただ、そのうち、「業 績の改善がみられないが賃 上げを実施予定」は60.3% で、依然6割が「防衛的賃 上げ」となっています。

従業員規模別では、従業 員5人以下の企業では、

e -m a i 1 : kanroumu3. 1cocoa@ares. eonet. ne. jp

> 「賃上げ実施予定」は 32.7%にとどまり、「賃上 げを見送る予定(引下げ予 定を含む)」が16.8%に上 っています。

> ◆「最低賃金を下回ったた め、賃金を引上げた」企業 は38.4%

> 2023年10月の最低賃金 引上げを受け、「最低賃金 を下回ったため、賃金を引 上げた」企業(直接的な影 響を受けた企業) は38.4% と、昨年度から 0.4 ポイン ト低下したものの引き続き 高い水準です。

一方、人手不足や物価上 昇が進む中、「最低賃金を 上回っていたが、賃金を引 上げた」企業は29.8%と、 昨年度から5.2ポイント増 え、2017年の調査開始以降 で最も高い割合となってい ます。

【日本商工会議所·東京商 工会議所「中小企業の人手 不足、賃金・最低賃金に関 する調査」集計結果】

https://www.jcci.or.jp/20240 214_survey_release.pdf

66 歳以降も生活のため に働く人が増加~内閣府 「生活設計と年金に関す る世論調査」より

◆生活設計と年金に関する 世論調査

内閣府は3月1日、「生活設計と年金に関する世論調査」の結果概要を公表しました。これは、今後の施策の参考とすべく、老後の生活設計について、また公的年金制度や私的年金制度への意識・ニーズについて調査したものです(全国18歳以上の男女対象、有効回収数2,833人)。前回に来応されており、5年ぶりの調査となりました。

◆66 歳以上も生活のために 働く人の割合が増加

老後の生活設計について、「何歳まで仕事をしたいか(またはしたか)」という設問では、61歳~65歳が28.5%と最多で、66歳~70歳(21.5%)、51歳~60歳(14.8%)と続きます。66歳以降も働きたいという人は42.6%に上り、前回調査より5ポイント上昇しています。その理由は「生活の糧を得るため」が75.2%と最多です。老後の生活資金の不足分を働くことでま

かなうという意識の高まりがうかがえます。

また、厚生年金を受け取る年齢になったときの働き 方についての設問では、

「年金額が減らないよう に、就業時間を調整しなが ら会社などで働く」

(44.4%) という回答が最 も多くなっています。

今回の調査からは、就 労、公的年金、貯蓄を組み 合わせて生活設計をすると いう方が多いことがわかり ます。人口減少が加速する 中で、企業としても、働く 中で、のこうした意識をくみ 取りながら、安心・安全に 働き続けられる制度を考え ていく必要があるでしょ う。

【内閣府「生活設計と年金 に関する世論調査」の概 要】

https://survey.govonline.go.jp/r05/r05nenkin/gairyaku.pdf

4月の税務と労務の手続期限 [提出先・納付先]

10 日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格 取得届の提出<前月以 降に採用した労働者が いる場合>

[公共職業安定所]

15 日

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書の提出[市区町村]

30 日

- 預金管理状況報告の提出[労働基準監督署]
- 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、1月 ~3月分>[労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出[年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者 でない場合) <雇入れ・

~当事務所より一言~

ドラマ「不適切にもほどがある」にはまってしまいました。世代でもあり、懐かしいのと、タイムスリップコメディ&ミュージカルでめちゃ面白かったっです。ちょいとロスです。

皆様も季節の変わり目 は体調を崩しやすいので、 体調管理には気を付けて 下さい。

